

平成30年(ワ)第780号 損害賠償等請求事件

原告 西 畠 清 順

被告 田 中 康 夫

## 答 弁 書

平成30年7月4日

神戸地方裁判所

第1民事部 御 中

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目3番10号

ライオンズマンション平河町512号

電話 03(3261)5860

FAX 03(3264)8456

アーバントリー法律事務所

上記被告訴訟代理人

弁 護 士 嘉 村 孝

〒530-0041 大阪府大阪市北区天神橋2-5-25

若杉グランドビル5階501

電話 06(4801)9401

FAX 06(4801)9402

木 部 法 律 事 務 所

上記被告訴訟代理人

弁 護 士 木 部 徹 之

第1 請求の原因に対する認否

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

次回までに明らかにする。

第3 進行について

来る7月11日午前10時の期日は、被告代理人において差支えるので、擬制陳述をお願いする。希望する次回期日は以下のとおりである。

記

9月 5日午後1時10分

9月12日午後1時10分

9月19日午後1時10分

以上